

令和5年6月30日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

市民建産常任委員会
委員長 中野 敦史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について6月20日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第31号議案 古賀市印鑑条例及び古賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の規定が施行されたことに伴う事項を定めるほか、個人番号カードの活用による行政サービスの利便性の向上及びデジタル化の促進を目的として、市役所庁舎内への多機能端末機の配置に伴う事項及び証明書の交付手数料の特例について定めるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今年の5月11日から、マイナンバーカードの機能がスマートフォンにも搭載できることとなった。これに伴い、コンビニ交付サービスの利用にあたって、マイナンバーカードだけではなく、マイナンバーカードの機能が搭載されたスマートフォンでも対応できるように、条文に追加することとした。ただし、現時点ではアンドロイドの機種に限定されており、iPhoneについては調整中であることを確認した。
2. 現行条例において民間端末機という名称を使っているが、これはコンビニ交付サービスの端末機のことであり、コンビニに設置しているマルチコピー機を指す。今年度、市役所庁舎にも同じ端末機を設置する予定であることから、民間端末機を多機能端末機という名称に変更することとした。
3. 市役所庁舎に設置予定の多機能端末機の案内を含め、コンビニ交付の利便性をお知らせするという趣旨の下、本年10月1日から来年3月31日までの期間、コンビニ交付サービスで交付している証明書の交付手数料を10円に減額することを手数料条例の附則第4項として追加することとした。

【意見】

(賛成意見)

単なる利便性を追求するものではなく、市民やとりわけ特に多面化・複雑化している機械に慣れていない世代にとっても寄り添った考えに基づいた条例になっているのではないかと考え、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 32 号議案 古賀市税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、その他関係省令が、令和5年3月31日に公布され、その一部の規定については、令和5年7月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境税を令和6年度の個人住民税均等割と合わせて年額1,000円賦課徴収することとした。しかし、防災財源分の引上げが令和5年度で終了することから、均等割総額としては年額5,500円と変更はない。
2. 給与所得者が扶養親族等申告書を提出する際に記載していた扶養親族の氏名等の事項が前年の内容から変更がない場合には、変更がない旨の記載とすることが可能なこととした。
3. 令和5年7月1日付の道路交通法の改正にあわせ、一定の規格の電動キックボードが新たに区分する特定小型原動機付自転車に該当することとなった。これに該当するものは車体の幅に合わせ、現行のナンバープレートより小さい縦横10センチメートルの小型のナンバープレートを交付することとなる。今回の改正では特定小型原動機付自転車の車輪の数の規定がないため、3輪以上の車両の場合、第82条第1号アの特定小型原動機付自転車と第82条第1号エのミニカー区分のいずれにも該当するものが発生する。どちらの区分にも当てはまるものについては、ミニカー区分から除き、現行の第82条第1号アに区分する。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第33号議案 古賀市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、市内における企業等の立地を促進することにより、産業の振興及び雇用機会の更なる拡大を図り、地域経済の発展及び市民生活の向上に資するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市の産業力の強化及び雇用の拡大を図るため、企業立地を政策的に誘導する指定地域内において立地し、操業開始する事業者への従来の支援に加え、開発用地を整備する事業者への支援を新たに追加するもの。支援措置の内容は、都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けた日の属する年度の翌年度から最大3年分の固定資産税の課税を免除するというもの。また、古賀市企業立地促進条例第2条に規定する指定地域について提出された資料を基に確認した。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第40号議案 工事請負変更契約の締結について

本案は、古賀市汚泥再生処理センター海津木苑（仮称）建設工事が日立造船株式会社九州支社と工事請負契約を締結し施工中であるが、賃金水準及び物価水準の急激な変動に伴い、工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の規定により契約金額を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現在、建設工事は3階建ての屋根部分まで進んでおり、内装工事や外壁の塗装等を行っている状況。工事進捗率は、5月末現在で78.4%となっている。本工事の工期中において、国内で賃金水準や物価水準が急激に上昇したことから、工事請負契約書の第26条第6項の規定に基づき、受注者から市に対して、請負代金額の変更の請求があり、インフレスライドの運用基準等の規定により、発注者である市が2,702万400円を変更契約による増額分として負担するものである。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。